

水洗便所等改造資金融資あっせんのご案内

下水道の利用が可能になった区域(供用開始区域)内で、くみ取り便所を水洗便所に改造しようとする方、またはその他の排水設備(台所・風呂場等)を設置しようとする方に、諏訪市では融資あっせんをいたします。

◇ 融資あっせん額	1世帯70万円以内(1万円未満切り捨て)
◇ 利 子	市が全額補助(延滞利子を除く)
◇ 融 資 方 法	融資取扱金融機関の預金口座を利用
◇ 償 還 方 法	4年(48回)以内

◇ 融資あっせんが受けられる方

- ・個人であること(法人は対象になりません)
 - ・融資あっせん資金の償還能力があること
 - ・前年の所得金額が1,000万円以下であること
 - ・市税、受益者負担金及び下水道使用料等の滞納がないこと
 - ・連帯保証人を1名有していること
 - ・供用開始から3年以内であること
- (特に必要と認められる場合にはこの限りではありません)

取扱金融機関は下記の金融機関です。

諏訪信用金庫 上諏訪支店	三井住友銀行 諏訪支店
諏訪信用金庫 六斗橋支店	長野県信用組合 諏訪支店
諏訪信用金庫 清水町支店	長野県信用組合 諏訪南支店
諏訪信用金庫 湖岸通支店	長野県労働金庫 諏訪湖支店
諏訪信用金庫 飯島支店	JA信州諏訪 諏訪支所

□ 手続き順序

諏訪市下水道指定工事店へ工事の申し込みをする。



以下の書類を持参し、諏訪市建設水道部水道課下水道係へ融資あっせんの申請をする。

- 水洗便所等改造資金融資あっせん申請書
- 申請者の所得証明書・納税証明書 及び連帯保証人の納税証明書
※ 市民課窓口で発行いたします(有料)。申請日から3カ月以内のもののみ有効です。
市職員による資料の閲覧確認に同意をいただける場合は、添付不要です。
- 申請者及び連帯保証人の印鑑証明書
- (工事申請前で)借家・借地の場合は同意書



内容を審査の上、完了検査後に申請者へ融資あっせん決定通知書を交付する。

(融資あっせんの可否は決定通知書に記載されています)



融資あっせんが決定したら、工事完了後1カ月以内に希望金融機関で借入手続きをしてください。

□ 手続き上のご注意

- 申請書用紙は、諏訪市ホームページ(記事ID:79249)及び指定工事店にあります。
- 申請書用紙には、申請者及び連帯保証人の実印の押印が必要です。

※ なお、アパート・借家等につきましても融資あっせんを行っており、融資あっせん額は一戸当たり10万円、限度額は100万円までとなります。

※ この制度は、あくまでも市から金融機関への融資あっせん制度であるため、市で許可をしても金融機関で融資を拒否する場合がありますのでご注意ください。

問い合わせ先

諏訪市建設水道部水道課下水道係

TEL 52-4141 内線 768